解散公告

当法人は、平成二十六年八月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十四日

沖縄県南城市知念字志喜屋五二一番地五
特定非営利活動法人しまんちゅビジネス協議会
清算人　親川　善一

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十六年四月五日開催の臨時総会の決議により、平成二十六年八月五日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十四日

千葉県南房総市和田町花園八九七―三
安房郡和田町花園土地改良区
清算人　鈴木隆一郎

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十四日

高知市一宮南町一丁目一五番五三号
高知県交通労働組合
清算人　松井　利廣

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十四日

高知市桟橋通四丁目一二番七号
土佐電気鉄道労働組合
清算人　白木　政行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十四日

札幌市北区新琴似六条八丁目一番七号
医療法人社団平山内科胃腸科医院
清算人　平山　紘一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年九月十二日責任役員会の決議並びに鳥取県知事の認証により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十四日

鳥取県東伯郡琴浦町八橋九二一番地
宗教法人大日寺
清算人　城光寺照進

解散公告（第三回）

当法人は平成二十六年九月九日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月十四日

東京都昭島市昭和町二丁目一番一四号パレットビル二階
医療法人社団永福会
清算人　野村　芳樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道余市郡赤井川村字都一二〇番地、最後の住所北海道小樽市新光四丁目一四番三号　被相続人　亡　原井　定紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

北海道小樽市稲穂二丁目二二番一号　小樽経済センタービル六階　小樽法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村越　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県八幡平市大更第一八地割五〇番地四一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　工藤　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

岩手県八幡平市大更第一八地割一番地一高佐ビル一階　北岩手りんどう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川　順平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市和賀町豎川目三地割三三番地、最後の住所岩手県北上市下鬼柳一七地割一二七番地五北星荘　被相続人　亡　髙橋　タカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

岩手県北上市本通り一丁目七番一二号新町ビル二階　日高法律事務所
相続財産管理人　弁護士　日髙　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市信夫町五七〇四番地、最後の住所山形県米沢市信夫町五番四七号　被相続人　亡　髙橋　忠資

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

山形市旅篭町二丁目二番二五号　カメリアコート一〇〇四号
相続財産管理人　大江　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂市菅谷四五六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松本　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル三階
相続財産管理人　弁護士　小沼　典彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市弐分方町三一一番地五、最後の住所神奈川県厚木市三田七九二番地一金子ビル一〇三　被相続人　亡　中泉　潤一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

神奈川県小田原市本町二丁目二番一六号陽輪台小田原二階二〇九号室三川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三川真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍アメリカ合衆国、最後の住所アメリカ合衆国ワシントン州キング郡オーバーン市三二四通一二八街区二一〇一番
被相続人　亡　ヂヨンアルヴィンブラッシエアー

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十四日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階
相続財産管理人　弁護士　保良　公晃

第２期決算公告

平成26年10月14日

山形県東置賜郡高畠町糠野目2700番地１

株式会社ＶｉｎＥｘ高畠

代表取締役　村上　　健

貸借対照表の要旨

（平成26年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	60
	固定資産	1
	合計	61
負債及び純資産の部	流動負債	65
	株主資本	△4
	資本金	10
	利益剰余金	△14
	その他利益剰余金	△14
	（うち当期純損失）	(14)
	合計	61